

情報提供

那医発第 467 号
令和 7 年 12 月 2 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「臓器移植関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1118 号 F

令和 7 年 11 月 26 日

各地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 鈴木 幹男

（公印省略）

臓器移植関係通知文の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会並びに沖縄県保健医療介護部より、臓器移植関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、臓器の移植に関する法律施行規則の一部改正がなされ、学会からの要望に基づき、脳死判定基準に関する事項が改正された旨の内容となっております。

本通知②は、臓器の移植に関する法律及び臓器の移植に関する法律施行規則の施行に当たり、法第 12 条に規定する業として移植術に使用されるための臓器を提供すること又はその提供を受けることのあっせんの許可等に関する取扱いについて、示されたものとなっております。

本通知③は、臓器の移植に関する法律の運用に関して定めた平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」の別紙「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」の一部を改正し、制定の日から適用する旨の内容となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、当文書は本会映像データ管理システムをご確認くださいようお願い申し上げます。

記

① 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

（令和 7 年 10 月 14 日 日医発第 1177 号（技術））

② 臓器のあっせん業の許可等について（周知）（令和 7 年 10 月 15 日 保地第 1281 号）

③ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正について

（令和 7 年 10 月 21 日 日医発第 1211 号（技術））

沖縄県医師会事務局 業務 1 課 玉城

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

e-mail：g1@okinawa.med.or.jp